

社会福祉法人藤の実会 行動計画

男女問わずすべての職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日まで

2. 内容

目標1：令和5年3月までの有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間9日以上とする。

<対策>

- 令和2年1月～ 有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年4月～ 各事業所管理者および責任者から有給休暇を計画的に取得するよう周知し取得促進に取り組む

目標2：令和2年4月より、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを継続実施し、全職員の所定外労働時間を年間平均48時間未満かつ職員一人当たり月平均18時間未満とする。

<対策>

- 令和2年1月～ 所定外労働の分析等を行う
- 令和2年3月～ 事務連絡等による職員への周知
- 令和2年4月～ 週1回水曜日のノー残業デーを継続実施する

目標3：新規正規採用者（中途採用含む）に占める女性職員の比率を30%以上にする。

<対策>

- 令和4年4月～ 採用活動において、女性が活躍できる職場であることについて継続的に情報発信を行う。また、仕事と育児を両立しながら働く職員の紹介や男女の育児休業取得率に関して情報発信を行う
- 令和4年6月～ 女性職員の仕事に関するインタビュー記事を法人ホームページに掲載する

目標4：保護者である職員が働いているところを実際に職員の子どもが見学することができる「子ども参観日」を実施する。

<対策>

- 令和4年6月～ 企画の立案・運営会議にて報告周知
- 令和4年7月～ 職員に周知、参加希望者の確認
- 令和4年8月～ 子どもたちの夏休み期間中に実施